

岡山県産業廃棄物処理税条例施行規則を次のように定める。

岡山県産業廃棄物処理税条例施行規則

(趣旨)

第一条 岡山県産業廃棄物処理税条例(平成十四年岡山県条例第四十七号。以下「条例」という。)の施行のための  
手続、申告書等の様式その他必要な事項は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところ  
による。

(産業廃棄物の重量換算の方法)

第二条 条例第四条第二項の規定による産業廃棄物の重量の換算は、別表の上欄に掲げる産業廃棄物の種類(種類  
ごとの容量を計測できない産業廃棄物にあつては、その主たる産業廃棄物の種類)に応じ、それぞれ同表の下欄  
に掲げる換算係数を産業廃棄物の容量に乗ずることにより行うものとする。なお、当該重量にトン位以下第三位  
未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(帳簿の記載義務)

第三条 産業廃棄物処理税の特別徴収義務者及び条例第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理税の納税者は、次  
に掲げる事項を帳簿に記載するものとする。

- 一 産業廃棄物の搬入年月日
- 二 産業廃棄物の種類及び重量
- 三 産業廃棄物の容量(条例第四条第二項の規定により当該産業廃棄物の重量を換算して得た場合に限る。)
- 四 産業廃棄物処理税の特別徴収義務者にあつては、産業廃棄物の最終処分場の委託者の氏名又は名称及び廃棄物  
の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。別表において「廃棄物処理法」という。)第十  
二条の三の規定により交付された産業廃棄物管理票の交付番号

(徴収に要する費用)

第四条 条例第十七条第一項の産業廃棄物処理税の徴収に要する費用は、当該年度の収入に所属する産業廃棄物処  
理税の額の百分の七に相当する額とする。

(保健所設置市への交付月等)

第五条 知事は、毎年度、条例第十七条第二項に規定する保健所設置市(以下この条において「保健所設置市」と  
いう。)に対し、次の表の上欄に掲げる交付月の末日までに、それぞれ同表の下欄に定める金額を交付するもの  
とする。

交付月	交付月ごとに交付すべき額
八月	前年度三月から七月までの間に収入した当該保健所設置市に所在する最終処分場に係る産業廃棄物処理税の額(当該保健所設置市以外の市町村にまたがって所在する最終処分場に係る産業廃棄物処理税については当該産業廃棄物処理税の額に当該最終処分場の総面積に対する当該保健所設置市に係る当該最終処分場の面積の率を乗じて得た額とし、当該期間内に当該保健所設置市に所在する最終処分場に係る産業廃棄物処理税についての過誤納に係る還付金を歳出予算から支出した場合においては、当該支出した額を控除した額とする。以下この表において「最終処分場の産業廃棄物処理税の額」という。)に第五項に規定する率を乗じて得た額の二分の一に相当する額
十二月	八月から十一月までの間に収入した最終処分場の産業廃棄物処理税の額に第五項に規定する率を乗じて得た額の二分の一に相当する額
三月	十二月から二月までの間に収入した最終処分場の産業廃棄物処理税の額に第五項に規定する率を乗じて得た額の二分の一に相当する額

- 2 前項に規定する各交付月ごとに交付することができなかつた金額がある場合又は各交付月において交付すべき金額を超えて交付した金額がある場合においては、それぞれ当該金額は、次の交付月に交付すべき金額に加算し、又はこれから減額するものとする。
- 3 保健所設置市に対し、第一項の規定による交付すべき額を交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があつたため、その交付した額を増加し、又は減少する必要が生じた場合においては、当該錯誤に係る額を、当該錯誤を発見した日以後に到来する交付月において、当該交付月において交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。
- 4 第一項の規定による交付月ごとに交付すべき額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 5 条例第十七条第二項の規則で定める率は、百分の九十三とする。

(産業廃棄物処理税の文書の様式等)

第六条 産業廃棄物処理税に関する文書の様式は、次の表に定めるところによるものとする。

番号	文書の名称	根拠条文	<u>様式</u> 番号
----	-------	------	--------------

一	削除		
二	産業廃棄物処理税特別徴収義務者登録申請書	条例第八条第一項	第二号
三	／産業廃棄物処理税特別徴収義務者登録／最終処分場設置届出／事項変更届出書	条例第八条第三項及び第十三条第二項	第三号
四	産業廃棄物処理税特別徴収義務者証	条例第八条第四項	第四号
五	産業廃棄物処理税特別徴収義務消滅届出書	条例第八条第七項	第五号
六	産業廃棄物処理税納入(納付)申告書	条例第九条及び第十二条第一項	第六号
七	産業廃棄物処理税徴収猶予申請書	条例第十条第二項	第七号
八	削除		
九	産業廃棄物処理税納入義務免除申請書	条例第十一条第一項	第九号
十	産業廃棄物処理税納入義務免除適用・不適用決定通知書	条例第十一条第三項	第十号
十一	産業廃棄物処理税修正申告書	条例第十二条第二項	第十一号
十二	最終処分場設置届出書	条例第十三条第一項及び第三項	第十二号
十三	削除		
十四	産業廃棄物処理税更正・決定通知書	条例第十五条第一項	第十四号
十五	産業廃棄物処理税更正の請求書	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二十条の九の三第三項	第十五号

(平一八規則八三・平二四規則二・平二七規則七六・平二八規則四・一部改正)

(産業廃棄物処理税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等)

第七条 条例第十四条第三項から第六項までの規定により同条第一項の帳簿及び同条第四項に規定する書類等(次項において「産業廃棄物処理税関係書類」という。)(以下この条において「産業廃棄物処理税関係帳簿書類」という。)に係る電磁的記録の備付け又は保存をもって当該産業廃棄物処理税関係帳簿書類の備付け又は保存に代えようとする者は、省令に定める電磁的記録の備付け又は保存の例により、産業廃棄物処理税関係帳簿書類に係る電磁的記録の備付け又は保存をしなければならないものとする。

2 条例第十四条第五項後段に規定する規則で定める要件は、産業廃棄物処理税関係書類に係る電磁的記録について、当該産業廃棄物処理税関係書類の保存場所に、同条第二項に規定する期間、保存が行われていることとする。

3 条例第十四条第六項から第八項までの規定により産業廃棄物処理税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該産業廃棄物処理税関係帳簿書類の保存又は当該産業廃棄物処理税関係帳簿書類に係る電磁的記録の保存に代えようとする者は、省令に定める電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の例により、産業廃棄物処理税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をしなければならないものとする。

(平一八規則八三・追加、令三規則四三・旧第九条繰上・一部改正)

(条例第十四条第五項に規定する装置)

第八条 条例第十四条第五項に規定する規則で定める装置は、スキャナとする。

(平一八規則八三・追加、令三規則四三・旧第十三条繰上・一部改正)

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則(平成一七年規則第四五号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県産業廃棄物処理税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成一八年規則第八三号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年規則第四二号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県産業廃棄物処理税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成二四年規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二五年規則第二〇号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県産業廃棄物処理税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成二七年規則第七六号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県産業廃棄物処理税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成二八年規則第四号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(令和三年規則第三四号)

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県産業廃棄物処理税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和三年規則第三七号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県税条例施行規則及び岡山県産業廃棄物処理税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和三年規則第四三号)

この規則は、令和四年一月一日から施行する。ただし、第二条中岡山県産業廃棄物処理税条例施行規則第十三条の改正規定(「(原稿台と一体となったものに限る。)」を削る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

別表(第二条関係)

番号	産業廃棄物の種類	換算係数
一	燃え殻	一・一四
二	汚泥	一・一〇
三	廃油	〇・九〇
四	廃プラスチック類	〇・三五
五	紙くず	〇・三〇
六	木くず	〇・五五
七	繊維くず	〇・一二
八	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	一・〇〇
九	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。)第二条第四号の二に掲げる産業廃棄物	一・〇〇
十	ゴムくず	〇・五二
十一	金属くず	一・一三
十二	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	一・〇〇
十三	鋳さい	一・九三
十四	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	一・四八
十五	動物のふん尿	一・〇〇
十六	動物の死体	一・〇〇

十七	廃棄物処理法施行令第二条第十二号に掲げる産業廃棄物	一・二六
十八	廃棄物処理法施行令第二条第十三号に掲げる産業廃棄物	一・〇〇

備考

一 一の項から四の項までに掲げる産業廃棄物の種類は廃棄物処理法第二条第四項第一号に掲げる産業廃棄物と、五の項から八の項まで及び十の項から十六の項までに掲げる産業廃棄物の種類は廃棄物処理法施行令第二条第一号から第四号まで及び第五号から第十一号までの各号にそれぞれ掲げる産業廃棄物とする。

二 この表の換算係数は、一立方メートル当たりのトン数とする。

様式第1号 削除

(平28規則4)

様式第2号(第6条関係)

(平27規則76・全改、令3規則34・一部改正)

様式第2号(第6条関係)


産業廃棄物処理税特別徴収義務者登録申請書				
<div style="text-align: center;">             年 月 日            岡山県            県民局長 殿         </div>	個人(法人)番号			
	住所(所在地)			
	氏名(名称及び代表者氏名)			
	担当者名及び連絡先電話番号			
岡山県産業廃棄物処理税条例(平成14年岡山県条例第47号)第8条第1項の規定により、産業廃棄物処理税の特別徴収義務者の登録を申請します。				
最終処分場	所在地			
	名称			
	産業廃棄物処理施設	許可年月日	年 月 日	
		許可番号		
最終処分の開始予定年月日		年 月 日		
処分業の許可番号				
重量計測の可否		可(計量計の最小目盛 )・不可		
中間処理施設の有無		有 ・ 無		
備考				

添付書類 産業廃棄物処分業許可証の写し(許可証の交付をまだ受けていない場合は、許可申請書の写しを添付し、許可証の交付後速やかに提出してください。)

様式第3号(第6条関係)

(平27規則76・全改、令3規則34・一部改正)

様式第3号(第6条関係)

産業廃棄物処理税特別徴収義務者登録 最終処分場設置届出 事項変更届出書		
<div style="text-align: center;">             受付印             年 月 日             岡山県            県民局長 殿         </div>	個人(法人)番号	
	住所(所在地)	
	氏名(名称及び代表者氏名)	
	担当者名及び連絡先電話番号	
<p>産業廃棄物処理税の特別徴収義務者の登録事項(最終処分場設置届に係る届出事項)に変更が生じたので、岡山県産業廃棄物処理税条例(平成14年岡山県条例第47号)第8条第3項(第13条第2項)の規定により、届け出ます。</p>		
最終処分場	所在地	
	名称	
変更事項	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更年月日	年 月 日	
備考		

様式第4号

14.5cm

登録番号  
第 号

産業廃棄物処理税特別徴収義務者証

岡山県

9cm

[様式第5号\(第6条関係\)](#)

(平27規則76・全改、令3規則34・一部改正)

様式第5号(第6条関係)

産業廃棄物処理税特別徴収義務消滅届出書		
<div style="text-align: center;">  <p>受付印</p> </div> 年 月 日 岡山県 県民局長 殿	個人(法人)番号	
	住所(所在地)	
	氏名(名称及び代表者氏名)	
	担当者名及び連絡先電話番号	
<p>次の最終処分場についての特別徴収義務が消滅したので、岡山県産業廃棄物処理税条例(平成14年岡山県条例第47号)第8条第7項の規定により、届け出るとともに、特別徴収義務者証を返納します。</p>		
最終処分場	所在地	
	名称	
登録番号		
特別徴収義務が消滅することとなった理由及びその発生年月日		
備考		

様式第6号(第6条関係)

(平27規則76・全改、令3規則34・一部改正)



様式第6号(第6条関係)

産業廃棄物処理税納入(納付)申告書			
<div style="text-align: center;">             受付印             年 月 日             岡山県            県民局長 殿         </div>	個人(法人)番号		
	住所(所在地)		
	氏名(名称及び代表者氏名)		
	担当者名及び連絡先電話番号		
岡山県産業廃棄物処理税条例(平成14年岡山県条例第47号)第9条(第12条第1項)の規定により、納入申告書(納付申告書)を提出します。			
申告対象	年 月の搬入分		
区分	課税標準たる重量	税率	申告納入(納付)税額
納入申告	. トン	1,000円/トン	円
納付申告	. トン	1,000円/トン	円
備考			

(注) 課税標準たる重量は、小数点以下第2位まで記入してください。

様式第7号(第6条関係)

(平28規則4・全改、令3規則34・一部改正)

様式第7号(第6条関係)

産業廃棄物処理税徴収猶予申請書				
<div style="text-align: center;">             年 月 日            岡山県            県民局長 殿         </div>	個人(法人)番号			
	住所(所在地)			
	氏名(名称及び代表者氏名)			
	担当者名及び連絡先電話番号			
<p>最終処分料金及び産業廃棄物処理税を納期限までに受け取ることができなかったの            で、岡山県産業廃棄物処理税条例(平成14年岡山県条例第47号)第10条第2項の規定により、            次のとおり徴収猶予を申請します。</p>				
産業廃棄物処理税に係る徴収金を一時に納入することができない事情の詳細				
徴収猶予を受けようとする税額等	申告対象	納期限	課税標準たる重量	税額
	年 月分	年 月 日	. トン	円
徴収猶予を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで 月間			
納入計画	分割納入を 希望する ・ 希望しない			
	回数	納入年月日	納入金額	摘要
	1	年 月 日	円	
	2	年 月 日	円	

添付書類 申請理由が生じたことを証する書面(帳簿等)

様式第8号 削除

(平28規則4)

様式第9号(第6条関係)

(平27規則76・全改、令3規則34・一部改正)

様式第9号(第6条関係)

産業廃棄物処理税納入義務免除申請書				
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">           受付印         </div> 年 月 日 岡山県 県民局長 殿	個人(法人)番号			
	住所(所在地)			
	氏名(名称及び代表者氏名)			
	担当者名及び連絡先電話番号			
岡山県産業廃棄物処理税条例(平成14年岡山県条例第47号)第11条第1項の規定により、次のとおり納入義務の免除を申請します。				
申請内容	申告対象	納期限	課税標準たる重量	税額
申告額等	年 月分	年 月 日	. トン	円
申告額のうち既に納入済の税額				円
申告額のうち納入義務免除申請額				円
納入義務免除による還付税額				円
申請理由				
備考				

添付書類 申請理由が生じたことを証する書面等

様式第10号(第6条関係)

(平17規則45・平19規則42・平28規則4・一部改正)

様式第10号(第6条関係)

年 月 日					
特別徴収義務者 住所(所在地) 氏名(名称) _____ 殿					
岡山県 県民局長 <span style="float: right;">印</span>					
産業廃棄物処理税納入義務免除(適用・不適用)決定通知書					
年 月 日付で納入義務免除申請のあった下記の産業廃棄物処理税について					
では、その納入義務を <span style="margin-left: 20px;">免除する</span> <span style="margin-left: 20px;">免除しない</span> こととしたので、岡山県産業廃棄物処理税条例(平成14年岡山県条例第47号)第11条第3項の規定により、通知します。					
申請内容	申告対象年月	納期限	課税標準量	税額	備考
申告額等	年 月分	年 月 日	. トン	円	
申告額のうち納入義務免除申請額				円	
納入義務免除額				円	
納入義務免除不承認の理由					
1 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に知事に審査請求をすることができます。 2 審査請求を行う場合は、この処分を行った県民局長を経由して審査請求書を提出することができます。 3 地方税法(昭和25年法律第226号)第19条の12の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、この処分の取消しの訴えを提起することができません。					

様式第11号(第6条関係)

(平27規則76・全改、令3規則34・一部改正)

様式第11号(第6条関係)

産業廃棄物処理税修正申告書				
<div style="text-align: center;">  <p>受付印</p> </div> 年 月 日 岡山県 県民局長 殿	個人(法人)番号			
	住所(所在地)			
	氏名(名称及び代表者氏名)			
	担当者名及び連絡先電話番号			
岡山県産業廃棄物処理税条例(平成14年岡山県条例第47号)第12条第2項の規定により、修正申告書を提出します。				
申告対象		年 月の搬入分		
区分		課税標準たる重量	税率	申告納付税額
修正申告	修正申告	. トン	1,000円/トン	円
	当初申告	. トン	1,000円/トン	円
	修正申告により納付すべき税額	/		円
備考				

(注) 課税標準たる重量は、小数点以下第2位まで記入してください。

様式第12号(第6条関係)

(平27規則76・全改、令3規則34・一部改正)

様式第12号(第6条関係)

最終処分場設置届出書			
<div style="text-align: center;">             年 月 日            岡山県            県民局長 殿         </div>	個人(法人)番号		
	住所(所在地)		
	氏名(名称及び代表者氏名)		
	担当者名及び連絡先電話番号		
設置した 最終処分場を譲り受けたので、岡山県産業廃棄物処理税条例(平成14年岡山県条例第47号)第13条第1項(第13条第3項において準用する同条第1項)の規定により、届け出ます。			
最終処分場	所在地		
	名称		
	産業廃棄物処理施設	許可年月日	年 月 日
許可番号			
最終処分の開始年月日		年 月 日	
処分業の許可番号			
譲受け又は借受けの許可	許可年月日	年 月 日	
	許可番号		
重量計測の可否		可(計量計の最小目盛 )・不可	
中間処理施設の有無		有・無	
備考			

添付書類 産業廃棄物処理施設設置許可証の写し(許可証の交付をまだ受けていない場合は、許可申請書の写しを添付し、許可証の交付後速やかに提出してください。)

様式第13号 削除

(平27規則76)

様式第14号(第6条関係)

(平17規則45・平19規則42・平28規則4・一部改正)

様式第14号(第6条関係)

年 月 日			
納税者又は特別徴収義務者 住所(所在地) 氏名(名称) _____ 殿			
岡山県 県民局長			印
産業廃棄物処理税更正・決定通知書			
<p>地方税法(昭和25年法律第226号)第733条の16の規定により産業廃棄物処理税の課税標準たる重量及び税額を次のとおり更正・決定したので、通知します。</p> <p>この通知書による不足税額等を、別添納付(納入)書により下記に定める納期限までに納付(納入)してください。</p>			
更正・決定対象	年 月 日の搬入分		
申告書提出期限	年 月 日	申告書提出年月日	年 月 日
区 分	課税標準たる重量	税 率	申告納付(納入)税額
更正額又は決定額	. トン	1,000/トン	円
更正・決定の対象となる申告納付(納入)税額等	. トン	1,000/トン	円
不足税額			円
区 分	基礎となる税額	加算金の率	加算金額
過少申告加算金額	円	/ 100	円
不申告加算金額	円	/ 100	円
重加算金額	円	/ 100	円
更正・決定による加算金額の合計			円
納付すべき税額等の合計			円
納 期 限	年 月 日		
<p>1 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に知事に審査請求をすることができます。</p> <p>2 審査請求を行う場合は、この処分を行った県民局長を経由して審査請求書を提出することができます。</p> <p>3 地方税法第19条の12の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、この処分の取消しの訴えを提起することができません。</p>			

様式第15号(第6条関係)

(平17規則45・平27規則76・令3規則34・一部改正)

様式第15号(第6条関係)

産業廃棄物処理税更正の請求書			
			年 月 日
岡山県 県民局長 殿		特別徴収義務者 個人(法人)番号 住所(所在地) 氏名(名称)	
地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の9の3第 項の規定により、次のとおり更正の請求をします。			
最終処分場の所在地及び名称	所在地		
	名称		
更正の請求対象年月	年 月 申告分		
税額等		更正の請求前	更正の請求後
	課税標準量	. トン	. トン
	税額	円	円
更正の請求の理由等			

(注) 更正の請求対象年月は、申告月を記載してください。